

電子入札による指名競争入札の注意事項

1. 入札及び提出資料

- (1) この入札は、電子入札システムにより行う対象案件であるが、やむを得ない事由により電子入札システムによりがたい場合には、紙入札方式参加承諾願を提出することによりその承諾を得て、書面により入札をすることができる。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ① ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
 - ② 業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合
 - ③ 電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合（原則、ICカードを既に申請中の場合に限る。）
- (2) 紙入札による承認を得た場合には、郵送（書留郵便・簡易書留郵便・配達証明郵便に限る。）により入札書を提出するものとする。
- (3) 紙入札での参加の場合は、必ずくじ番号（3桁の任意の数字）を入札書の余白に記載すること。
- (4) 指名競争入札については、工事費内訳書の提出は求めない。

2. 設計図書

- (1) 設計図書は、入札情報サービスからダウンロードすること。
- (2) 止むを得ない事情によりダウンロードが出来ない場合等については貸与をする。（CD-Rにより貸与をする）
- (3) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除きファクシミリにより書面を提出すること。

3. 電子入札システムによる工事入札通知書の受領確認

工事入札通知書を受領したときは、必ず「入札通知書受領確認書」をシステムにより提出すること。

4. 落札決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。